

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 18 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から47年3月まで

私は、昭和47年4月に結婚し、妻の両親の養子となった際、亡くなった養父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書でさかのぼって納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の養父及び養母は、昭和36年4月から60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、その時点で納付可能な当該期間について、申立人の養父が保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和41年10月から45年3月までについて、申立人は、国民年金保険料の納付書が届き、申立人の養父が、さかのぼって納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間は、

既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付は、年金受給権確保の観点から実施された制度である点を踏まえると、当時、25歳であった申立人に当該期間の納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人の養父又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び平成8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 平成8年4月から9年3月まで

昭和50年12月に夫が会社を退職し、自営業を始めたので、区役所で国民年金の加入手続きを行い、私が申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料について、夫は納付済みであるのに、私のみ未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも12か月と比較的短期間であるとともに、昭和53年4月以降の国民年金加入期間について、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付及び免除の状況は、申立期間①及び②を除き、一致していることから、申立人とその夫は、一緒に保険料の納付及び免除申請手続きを行っていたものと推認でき、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間①について、申立人の夫の年金記録は平成19年11月16日に、申立期間①の国民年金保険料を昭和56年4月20日に過年度納付した領収済通知書により確認できたため追加されたことが、オンライン記録により確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性も有ることを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、申立期間直前の平成5年4月から8年3月までの納付済み国民年金保険料は、夫婦同一日に納付したことがオンライン記録により確認でき、申立期間②の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫

は、申立期間②の保険料は納付済みであることから、申立人のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から同年3月まで
昭和58年1月に会社を退職後、妻が国民年金の加入手続を行い、以後、申立期間を含め国民年金保険料はA信用金庫で納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、B市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度保険料の納付書を発行し、納付勧奨していたことが確認できることを踏まえると、その納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間である昭和59年9月の国民年金保険料を納付したため、社会保険事務所（当時）では、60年1月23日に還付決定を行っていることが特殊台帳及び還付整理簿により確認できるが、このことは、時効となっていない未納保険料が有る場合には、還付に代えて、その未納保険料にまず充当することとされていることを踏まえると、申立期間は納付済みであったものとみるのが相当である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年3月14日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA商店における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から31年12月31日まで

私は、昭和29年1月ごろから31年12月ごろまでの期間のうち1年ほど、「B」印の商品を製造する事業所に勤務していた。年金記録では、この期間の加入記録が無いので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年1月ごろから31年12月ごろまでの期間のうち1年ほど、「B」印の商品を製造する事業所に勤務していたと主張しており、申立人が記憶している事業主氏名、事業所所在地から当該事業所は、A商店であったことがうかがえる。

また、当該事業所の当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料の存否の確認はできず、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務実態等について確認できない。

しかし、当時の事業所関係者は、「申立人の勤務実態等については不明であるが、A商店が「B」印の商品を製造していたことを知っているのは関係者以外にいないと思うので、申立人が当社に勤務していたことは間違いなし。」と供述している。

また、A商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する昭和28年7月10日から29年3月14日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険記録が確認できた。

さらに、上記A商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶している複数の元同僚の氏名が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の基礎年金番号に未統合の記録は申立人の被保険者記録であると認められることから、申立人のA商店における厚生年金保険被保険者の資格取得日を、昭和28年7月10日とし、資格喪失日を29年3月14日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記未統合の記録から昭和28年7月から29年2月までを6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和29年3月14日から31年4月1日までについては、オンライン記録によれば、A商店は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和31年4月2日から同年12月31日までの期間について、A商店は法人化し、株式会社Cとして同年4月2日から厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社に係る被保険者名簿において、申立人氏名は記載されておらず、健康保険整理番号も連続しており申立期間において申立人の記録が欠落していたとは考え難い。

また、株式会社Cにおいて被保険者であった複数の元従業員に照会したものの、申立人の氏名を記憶している者はいない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和29年3月14日から31年12月31日までの期間については、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月31日、17年8月31日、同年12月31日、18年8月31日、同年12月31日、19年8月31日及び同年12月31日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を、平成16年8月31日は14万6,000円、17年8月31日は14万8,000円、同年12月31日は14万4,000円、18年8月31日及び同年12月31日は15万1,000円、19年8月31日及び同年12月31日は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日
② 平成16年12月31日
③ 平成17年8月31日
④ 平成17年12月31日
⑤ 平成18年8月31日
⑥ 平成18年12月31日
⑦ 平成19年8月31日
⑧ 平成19年12月31日

ねんきん定期便を確認すると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成16年8月から19年12月までの賞与の保険料納付額が記載されていない。賞与明細書には保険料が控除されているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①については

14万6,000円、申立期間③については14万8,000円、申立期間④については14万4000円、申立期間⑤及び⑥については15万1,000円、申立期間⑦及び⑧については15万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

なお、申立期間②については、申立人は当該期間に係る賞与明細書を所持していない上、当該事業所から提出された賃金台帳から、申立人に対し当該期間において賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和63年10月及び同年11月を22万円、平成元年1月を24万円、同年2月を22万円、同年3月及び同年5月から同年10月までの期間を24万円、2年2月から同年4月までの期間を26万円、同年5月を24万円、同年6月から3年7月までの期間を26万円、同年8月及び同年9月、4年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、5年1月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、6年1月、同年3月、7年1月から同年4月までの期間、同年7月、同年11月、8年1月及び同年2月を28万円、同年3月を30万円、同年4月から同年6月までの期間、同年10月から9年2月までの期間、同年11月及び10年1月を28万円、同年2月を30万円、同年3月、同年6月、同年11月、11年1月から同年3月までの期間、同年7月及び同年9月から同年11月までの期間を28万円、同年12月を26万円、12年1月から同年3月までの期間を28万円、同年5月を26万円、同年6月及び同年7月、同年9月から同年11月までの期間を28万円、同年12月を26万円、13年1月及び同年2月を28万円、同年3月を30万円、同年5月及び同年6月を28万円、同年7月及び同年9月を30万円、同年10月を28万円、同年11月を30万円、同年12月及び14年1月を28万円、同年2月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年5月1日から平成14年3月26日まで
社会保険事務所（当時）に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が当時の給与額と比較してかなり低くなっている。賃

金支給明細書を所持しているので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賃金支給明細書から、申立期間のうち、平成2年1月を除く期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の賃金支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬額から、昭和63年10月及び同年11月を22万円、平成元年1月を24万円、同年2月を22万円、同年3月及び同年5月から同年10月までの期間を24万円、2年2月から同年4月までの期間を26万円、同年5月を24万円、同年6月から3年7月までの期間を26万円、同年8月及び同年9月、4年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、5年1月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、6年1月、同年3月、7年1月から同年4月までの期間、同年7月、同年11月、8年1月及び同年2月を28万円、同年3月を30万円、同年4月から同年6月までの期間、同年10月から9年2月までの期間、同年11月及び10年1月を28万円、同年2月を30万円、同年3月、同年6月、同年11月、11年1月から同年3月までの期間、同年7月及び同年9月から同年11月までの期間を28万円、同年12月を26万円、12年1月から同年3月までの期間を28万円、同年5月を26万円、同年6月及び同年7月、同年9月から同年11月までの期間を28万円、同年12月を26万円、13年1月及び同年2月を28万円、同年3月を30万円、同年5月及び同年6月を28万円、同年7月及び同年9月を30万円、同年10月を28万円、同年11月を30万円、同年12月及び14年1月を28万円、同年2月を30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の賃金支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額に相当する標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が長期間にわたり

一致していないことから、事業主は、同賃金支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和63年5月から同年9月までの期間、同年12月、平成元年4月、同年11月及び同年12月、3年10月から同年12月までの期間、4年4月から同年6月までの期間、同年11月及び同年12月、5年5月、同年9月から同年12月までの期間、6年2月、同年4月から同年12月までの期間、7年5月及び同年6月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月、8年7月から同年9月までの期間、9年3月から同年10月までの期間、同年12月、10年4月及び同年5月、同年7月から同年10月までの期間、同年12月、11年4月から同年6月までの期間、同年8月、12年4月、同年8月、13年4月、同年8月については、申立人が所持している賃金支給明細書から、申立人に支給された報酬額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成2年1月については、賃金支給明細書から、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額よりも少ない金額の保険料が控除されていることが、確認できることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社（現在は、C株式会社）D出張所における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

申立期間③について、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE株式会社F支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年1月10日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、明らかでないと認められる。

また、申立期間②及び③については、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月27日から同年3月1日まで
② 昭和38年4月1日から40年3月1日まで
③ 昭和41年11月1日から42年1月10日まで

申立期間①及び②については、B株式会社D出張所管内のG駐在所で、申立期間③についてはH株式会社で勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が抜けている。一度も休職・退職することなく継続してB

株式会社で勤務していたので、申立期間の厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管していた社友会名簿、C株式会社が保管していた人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は継続して同事業所に勤務し（昭和37年3月1日にA株式会社から、B株式会社D出張所の管轄内であった、同社G駐在所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①における標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和37年1月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が保管していた社友会名簿、C株式会社が保管していた人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②において同社D出張所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B健康保険組合（現在は、C健康保険組合）が提出した健康保険組合被保険者名簿から、申立期間②において、申立人は同健康保険組合に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は昭和37年3月1日から38年4月1日までは、B株式会社G駐在所を管轄していた同社D出張所で厚生年金保険に加入しているところ、同駐在所の元同僚は、同年4月1日以降も申立人は同事業所に継続して勤務していた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、申立人のB株式会社D出張所における昭和38年3月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は不明であると回答しているが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 38 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から 40 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人が保管していた社友会名簿及びC株式会社が保管していた人事記録から判断すると、申立人は継続して同事業所に勤務し（同社の関連会社であるE株式会社F支店からH株式会社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、上記人事記録から、申立人のH株式会社への異動日は昭和 41 年 11 月 1 日であることが確認できるが、オンライン記録では、同事業所における厚生年金保険の新規適用日は 42 年 1 月 10 日とされている。

しかし、申立人は、「H株式会社の設立当初は、社員は自身のみで、給与事務担当者などはおらず、給与は前勤務地であったE株式会社F支店から支給されていた。」と主張しているところ、C株式会社の現在の人事担当者も、当時、申立人の主張する取扱いがなされていたと思われ、厚生年金保険料についても引き続き控除していた旨の回答をしており、申立人に係る被保険者記録については、申立期間③においてもE株式会社F支店で引き続き有するものと考えられることから、同事業所における資格喪失日を昭和 42 年 1 月 10 日とすることが妥当である。

また、申立期間③における標準報酬月額については、申立人のE株式会社F支店における昭和 41 年 10 月の社会保険事務所の記録から 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、E株式会社F支店における資格喪失年月日と、B健康保険組合における健康保険の資格喪失年月日及び人事記録に記載されている異動年月日が一致しており、当該日は事業主しか知り得ない日付であると認められることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 11 月及び同年 12 月の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成17年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録によると、A株式会社での資格喪失日が平成17年6月30日になっていることが分かった。実際には同社には同年6月末日まで勤務し、同年7月1日にB株式会社（平成18年2月にA株式会社と合併）に転籍したので、資格喪失日は同年7月1日が正しいはずである。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する当時の賃金台帳及び出勤簿等から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（平成17年7月1日にB株式会社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の人事担当者が、A株式会社の当時の社会保険事務を担当しており、自らが誤って平成17年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことを認めている上、申立人に係る「被保険者資格喪失確認通知書」の記

載からも、同年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成14年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月28日から同年3月1日まで

オンライン記録では、株式会社Aでの厚生年金保険の資格喪失日が平成14年2月28日となっている。しかしながら、私が退職したのは同年2月28日であり、給料支払明細書によると、10年9月から退職した14年2月まで、毎月保険料が引かれており、同年2月も被保険者であったはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書及び株式会社Aが保有する「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、雇用保険被保険者離職票、及び「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人の株式会社Aにおける離職年月日が平成14年2月28日であることが確認できる上、同社の事業主は、他の被保険者の資格喪失日が翌月1日付けであることから、申立人に係る資格喪失日に係る事務手続ミスがうかがわれる旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、株式会社Aに継続して勤務し、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書の保険料控除額から 19 万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成 14 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月21日から同年7月21日まで

昭和36年4月5日から定年退職する平成9年5月20日までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間が未加入となっている。私の所持する同社発行の人事記録には途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する人事記録、健康保険組合資格喪失証明書、同僚の供述及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和36年7月21日に同社C工場から同社D本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和36年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和36年5月21日を資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日は昭和20年2月22日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の株式会社AのC支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日はそれぞれ昭和23年3月23日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社AのD支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月19日に、同社E支店における資格取得日に係る記録を同年8月19日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月22日から同年2月28日まで
② 昭和23年3月23日から同年3月24日まで
③ 昭和28年8月19日から同年9月10日まで

昭和13年4月1日から48年2月に退職するまで継続して株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び③の期間について空白期間があり、申立期間②については実際の勤務期間と食い違っているため、調査し訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが提出した職歴証明書及び株式会社Bの人事業務を担当するF株式会社が提出した申立人に係る人事資料等から判断すると、申立人が、いずれの申立期間においても、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、申立人が昭和20年2月22日に株式会社A本店から同社C支店に異動していることが確認できることから、同社C支店における資格取得日は同年2月22日であることが認められる。

申立期間②について、上記関連資料から、申立人が昭和23年3月23日に株式会社AのC支店から同社D支店に異動していることが確認できることから、申立人の同社C支店に係る資格喪失日及び同社D支店における資格取得日は、それぞれ同年3月23日であることが認められる。

申立期間③について、上記関連資料及び雇用保険の加入記録から、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和28年8月19日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのE支店における昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年1月1日）及び資格取得日（昭和28年3月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年1月1日から同年3月20日まで

昭和26年10月12日から30年8月13日までの期間、株式会社Aに継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録が抜けていることが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、株式会社Aにおいて昭和26年10月12日に厚生年金保険の資格を取得し、28年1月1日に資格を喪失後、同年3月20日に同社において再度資格を取得しており、同年1月及び同年2月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚の供述から、申立人が申立期間において、当該事業所の寄宿舎に住み込みで継続して勤務しており、当該事業所において業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、及び申立期間においても仕事の内容は同じであったことが認められる。

また、申立期間当時の事務担当者であった元役員は、「申立期間より前の昭和27年5月ごろには健康保険に加入していなかった従業員をすべて加入

させたので、申立人が勤務していたとすれば、厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年1月及び同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から5年6月まで

会社を辞める際、上司から言われ、平成2年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の記録は基礎年金番号によって管理されており、申立人は、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料を9年3月14日に納付していることがオンライン記録により確認できることから、基礎年金番号制度が導入された同年1月1日から上記の同年3月14日までの間に国民年金に加入したものと推認される上、申立人が国民年金に加入した上記の時点までは、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立期間は「登載なし」とされていることから、同市では、申立人を国民年金

の被保険者として管理していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から56年3月まで

昭和53年10月に結婚した際、市の広報で20歳までさかのぼって特例納付することができることを知り、54年1月ごろに、国民年金の加入手続を行い、約8年分をさかのぼって納付し、その後は、集金人に納付した。申立期間について納付の記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を約8年分さかのぼって納付し、以後は集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の保険料の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人夫婦は、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認できるものの、同特殊台帳には特例納付した旨の記載は見当たらない上、申立期間については、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストには登載が無いことから、同市では申立人夫婦を国民年金の被

保険者として管理していなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年4月までの期間、59年6月から61年2月までの期間及び62年12月から平成2年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から56年4月まで
② 昭和59年6月から61年2月まで
③ 昭和62年12月から平成2年11月まで

私は、会社を退職するたびに、国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間について納付の記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するたびに、国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①及び②については、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」は昭和62年12月21日と記載されていることが確認できることから、この日までは国民年金に未加入の期間であり、当該申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、当該申立期間は「登載なし」とされていることから、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと

考えられる。

さらに、申立期間③については、A市の同収滞納リストにおいて、昭和62年12月から平成2年3月までは「登載なし」、同年4月から同年11月までは「未納」とされており、当該申立期間の国民年金保険料を現年度納付していないことが確認できることから、当該申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで
昭和46年4月ごろ、結婚を契機に元夫が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、集金に来ていた農協の集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月ごろ、婚姻を契機に申立人の元夫が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、A市が保管する国民年金被保険者名簿において、国民年金の加入届出日は同年2月5日と記載されていることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認される上、同市の被保険者名簿でも、申立期間は未納となっていることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の元夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年4月まで

私は、婚姻後しばらくして、申立期間の国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、A区役所で一括納付した。

申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後しばらくして、納付書により申立期間の国民年金保険料を区役所で一括納付したと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までについては、申立人が婚姻した同年5月以降の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、区役所では過年度保険料を納付することはできないことから、当該期間を含めて申立期間の保険料を一括して区役所で納付したとする申立内容は不自然である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年8月ごろに払い出されていることが、前後の被保険者の記録及び申立人の第3号被保険者に係る特例の届出が同年8月7日であることにより確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、上記の第3号被保険者に係る特例の届出が入力処理されたのは平成8年9月2日であることが確認でき、この時点において、第1号被保険者期間であり、時効とならず納付可能な6年8月分の納付書が発行され、この国民年金保険料が8年9月18日に納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から56年3月まで

昭和53年10月に結婚した際、市の広報で20歳までさかのぼって特例納付することができることを知り、54年1月ごろに、国民年金の加入手続を行い、約5年分をさかのぼって納付し、その後は、集金人に納付した。申立期間について納付の記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を約5年分さかのぼって納付し、以後は集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の保険料の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人夫婦は、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認できるものの、同特殊台帳には特例納付した旨の記載は見当たらない上、申立期間については、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストには登載が無いことから、同市では申立人夫婦を国民年金の被

保険者として管理していなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年2月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から7年2月まで
② 平成7年7月

申立期間①について、平成5年3月に勤務していた幼稚園を退職後、同年4月から6年3月までの国民年金保険料として、預金から13万円を引き出して、送付されてきた納付書により郵便局で納付した際の普通預金通帳のコピーを提出する。

なお、平成8年10月の婚姻後に、すべての納付書を持参して交付を受けた年金手帳の国民年金記録欄に「平成5年4月1日1号」と記載されている。

また、申立期間②も郵便局で納付したはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料を、送付されてきた納付書により郵便局で納付し、8年10月の婚姻後に、すべての納付書を持参して、交付を受けた年金手帳の国民年金の記録欄に「平成5年4月1日1号」と記載されていると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号が付番されたのは、平成9年4月10日であることがオンライン記録により確認でき、申立人が所持している年金手帳の交付日も同日であることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間①の保険料は、既に時効により納付できない期間であり、

申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人が国民年金に加入前の5年4月6日に13万円を現金で引き出し、保険料に充てたとする申立内容は不自然である。

なお、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に国民年金被保険者の資格取得日が、平成5年4月1日と記載されていることを挙げているが、年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている日付は、保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

また、申立期間②については、平成7年3月から同年6月までの期間及び同年8月から9年3月までの期間の国民年金保険料を同年4月18日以降、7回にわたって順次、過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間については納付が確認できない上、申立期間は過年度保険料として、納付書により納付することとなるが、当該納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から同年4月まで

私は、勤務先を退職後、昭和54年1月ごろに厚生年金保険から国民年金への切替手続きをA合同庁舎で行い、申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えている。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後、昭和54年1月ごろに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、同年5月31日に任意の資格で国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと考えられ、B市が国民年金の加入状況、保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、同年2月及び同年3月は「登載なし」、同年4月は「未資格期間」とされていることとも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1737

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月

申立期間の国民年金保険料については、父親がA信用金庫(現在は、B信用金庫)の口座振替により納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が金融機関の口座振替により納付してくれていたと主張している。

しかしながら、C市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間の保険料は未納となっていることが確認でき、このことはオンライン記録とも一致している。

また、申立人の父親は、平成8年12月26日付けでA信用金庫で「国民年金保険料口座振替依頼書」を提出していることが、B信用金庫が保管している同依頼書のマイクロフィルムから確認でき、C市では、国民年金保険料の口座振替は毎月20日までに金融機関に同依頼書が提出されたものを翌月分からの口座振替とし、それ以降の提出分は翌々月からの口座振替としていたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は口座振替されなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月及び同年5月、51年12月から54年3月までの期間並びに同年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月及び同年5月
② 昭和51年12月から54年3月まで
③ 昭和54年5月から61年3月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、母親が集金人に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

なお、領収証書及び源泉徴収票を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として同年4月12日の日付が記載され、同日に任意の被保険者資格を取得するとともに付加保険料納付の申出を行った旨の記載が有ることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと推認され、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、また、申立期間③について、申立人は、同年5月23日に被保険者資格を喪失していることが同年金手帳から確認でき、61年4月に第3号被保険者資格として国民年金に再加入するまで、申立期間③について

も国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③について、申立人は、始期が「54年4月」、終期が「*年*月」と記載され、昭和55年1月23日にA市が3,700円を領収したことを示す「昭和54年度分国民年金保険料納付通知書兼領収証書」を所持しており、これは、54年4月の国民年金保険料及び付加保険料の保険料額と一致することから、申立人は、同年4月の保険料は納付したが、同年5月及び同年6月の保険料は納付していないことが確認できる上、申立人が所持する申立人の元夫に係る「昭和59年分源泉徴収票」の社会保険料の控除欄には、給与等からの控除分以外の家族等に係る社会保険料を納付した場合に記載されることとされている「申告による控除分」の記載が無いことを踏まえると、申立期間の保険料を納付しなかったものとするのが相当である。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から8年2月まで

私は、平成7年12月末に歯科医院を退職後、A区役所B支所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料は2年前までさかのぼって納付できるとの説明を受け、後日送付されてきた納付書により、現年度納付に併せて申立期間の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、源泉徴収票を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年12月末に歯科医院を退職後、国民年金の加入手続を行い、現年度の国民年金保険料と併せて申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成8年7月1日に厚生年金保険の被保険者となった際に発行されたものであり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、C株式会社を退職後の平成10年4月及び同年5月に8年3月から同年6月までの国民年金保険料を3回にわたって順次、過年度

納付していることが領収済通知書により確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立期間について、D市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は登載されておらず、同市では、申立期間当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成10年分の源泉徴収票を所持しているが、社会保険料が控除されるのは、当該年に納付した社会保険料とされており、申立人の主張する7年12月又は8年中に納付した国民年金保険料が同源泉徴収票に記載されるとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 16 日まで
申立期間において、A社（現在は、B株式会社）にトラックの運転手として勤務したが、厚生年金保険の加入記録がない。しかしながら、同じ運転手であった同僚には厚生年金保険の加入記録があり、納得ができないので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B株式会社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、元同僚の一人は、申立期間当時のA社では希望者のみ厚生年金保険に加入させていた旨の供述をしており、当該事業所においては、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険の整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、昭和 50 年

4月から51年2月までは、国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 28 日から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 2 日から 38 年 8 月 5 日まで

私は、A株式会社において昭和 34 年 2 月 28 日から 37 年 8 月 31 日まで勤務した。また、B株式会社C工場において同年 9 月 2 日から 38 年 8 月 5 日まで勤務していた。

すべての申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①について、当時の同僚の供述から、申立期間①の一部において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①当時の事業主は既に亡くなっており、同社は廃業している上、当該事業所で社会保険関係の事務を担当していた労務管理士も既に亡くなっており、当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び申立人の厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立期間①について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

B株式会社C工場に係る申立期間②について、当時の同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、当該事業所は昭和 38 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当該事業所の本社であるB株式会社に照会したとこ

ろ、「当時の資料は紛失している。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び申立人の厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立期間②において、B株式会社C工場に勤務していた同僚は、「当時は、すぐ辞める者が多かったから、健康保険証などは入社して3か月ほどしてもらった。」と供述している。

さらに、申立期間②について、B株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 21 日から 54 年 6 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）には昭和 42 年 2 月から 48 年 9 月まで継続して勤務し中途退社はしておらず、C株式会社には 53 年 4 月から 54 年 5 月までの期間についても勤務していたので、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①については、当該事業所に照会したところ、「当時の関係資料は保管されていないため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申立期間①当時に在籍していた従業員のうち、所在が確認できる者すべてについて照会したが、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和 47 年 9 月 4 日と記載され、備考欄に被保険者証を 48 年 1 月 8 日に返納した記録があり、健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっているため、申立期間①において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

加えて、国民年金の加入記録において、申立期間①について、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

C株式会社に係る申立期間②については、当時の事業主によれば、「正社員は全員厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、事務担当者の事務処理は正確で、ミスは考えられない。記録が無いのは本人の意思で加入しなかったのではないかと供述している。

また、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料は保管されていないため、申立人の申立期間②に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、申立期間②当時、当該事業所で経理を担当していた従業員によれば、「申立人は正社員ではなく、給与は定額支給ではなかった。また、昭和53年9月に資格取得した申立人以外のもう一人の営業担当者の資格取得手続をした記憶があるが、申立人については、厚生年金保険の資格取得手続を行った記憶が無い。」と供述しており、当該従業員は昭和54年1月に退職していることから、申立期間②のうち同年1月までに申立人が資格取得したとは考え難い。

加えて、国民年金の加入記録において、申立期間②のうち昭和54年4月及び同年5月については、申立人は国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②における申立人の雇用保険の加入記録は無く、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 27 日から 33 年 1 月 21 日まで

私は、A株式会社を退職後すぐに昭和 31 年 8 月 27 日にB株式会社に入社したが、厚生年金保険の加入記録は 33 年 1 月 21 日から平成 9 年 4 月 1 日となっているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管している申立期間当時の社員名簿により、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B株式会社が保管している申立期間当時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人が昭和 33 年 1 月 21 日付けで厚生年金保険に加入した旨の資格取得届が社会保険事務所（当時）に提出されており、当該事業所の保管する従業員名簿の人事記録による本採用の日付と一致していることが確認できる。

また、当該事業主に照会したところ、「本採用となって上記資格取得届を提出しているため、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答していることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたことは確認できない。

さらに、申立期間当時、B株式会社に勤務していた元同僚に照会したところ、「申立期間当時は会社が臨時採用制度を実施しており、繊維業界の景気不景気による影響が激しい時代であったため、景気の変動により 2 年程度の周期で 200 人前後を随時採用し、全員の雇用を打ち切った時点でその都度 10 人程度が本採用されていた。」と回答している上、回答があった 22 人中 7 人

の同僚も、「申立期間当時は数か月から数年間は試用期間等であった。」と供述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも入社後すべての従業員について、厚生年金保険の資格取得をさせる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、申立人が所持する年金手帳の「被保険者がメモとして記入する頁」に、B株式会社において被保険者となった日が昭和31年8月27日と記載されていることから、申立人は、同日から厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該年月日は厚生年金保険の被保険者となった日ではなく、当該事業所に入社した日を記載したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年7月1日まで

私は、A株式会社B工場に、昭和19年10月1日に入社してから25年4月30日に退職するまで継続して勤務していたが、オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人がA株式会社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は、昭和20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、21年1月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となっていたが、同社は既に合併後解散していることが確認できる。また、合併後の後継会社における現在の事業主に照会したものの、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の当該事業所の元同僚は、「私は、昭和20年10月に全員が退職したと記憶している。退職後、21年4月に当該事業所に呼び戻され、勤務を再開した。」と供述している。

さらに、当該事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年1月1日以降の期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、同年1月1日に164名が被保険者資格を取得した後、同年2月に24名、3

月に 18 名、4 月に 32 名、5 月に 33 名、6 月に 149 名、7 月に 33 名が被保険者資格を取得しており、当該事業所においては、再雇用した従業員を段階的に厚生年金保険に加入させていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は、昭和 21 年 1 月 1 日の厚生年金保険の新規適用時において、従業員のすべてについて、直ちに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、上記の元同僚の供述においても、申立人の勤務期間は明確ではなく、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことに関する供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から31年9月1日まで
(A株式会社)
② 昭和32年6月12日から37年12月11日まで
(B株式会社)

A株式会社及びB株式会社を退職した際の脱退手当金が受給済みとされているが、受給していないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金はそれまでの厚生年金保険被保険者期間のすべてを対象に支給されるものであり、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことを意味する「回答済」の記載が有るほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約6か月後である昭和38年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から40年6月1日まで
(A企業組合)
② 昭和40年6月1日から42年1月1日まで
(A企業組合 B店)

申立期間について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給が行われたことを意味する「脱手42.3.15」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿を見ると、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たす2人にも、「脱手」の表示が有る。

また、申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿を見ると、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たす2人にも、「脱手」の表示が有る。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。